

月刊自治労連デジタル

(ホームページ版)



18回「子どもの豊かな育ちと読書の喜びを 学校図書館・公共図書館の充実を求めるつどい」(東京)

▼2019年3月号 contents

- ・機関紙とSNSの役割へ高まる期待－機関紙・宣伝交流会2019－
- ・住民運動は地方自治を担い参加する人を育てる
「小さな庁舎で大きな福祉」に共感と支持（滋賀・自治労連近江八幡市職）
- ・前川喜平講演録「子どもの育ちを保障する教育行政と
学校図書館・公共図書館（前半）」

発行 日本自治体労働組合総連合

連絡先 03-5978-3580

<https://www.jichiroren.jp/>

2019.3.26

機関紙とSNSの役割へ高まる期待

－機関紙・宣伝交流会2019－

機関紙『自治体の仲間』編集長
自治労連中央執行委員 武田 敦

2019年1月13日に自治労連第31回組織集會に合わせて「機関紙・宣伝交流会2019」を開催しました。

2017年から組織集會の2日目分科会として交流会を実施し、組織拡大と要求実現の重要な役割となる機関紙活動について、学習と交流をはかってきました。機関紙活動の活性化が、組織全体を活性化させることにつながるようレベルアップしていくことが重要です。

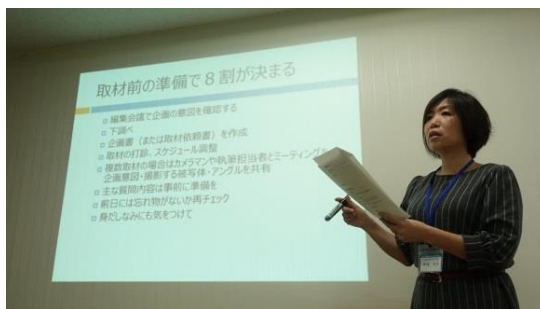
昨年から、交流会の時間を増やし講師を招いての学習と、参加者の交流を兼ねて、ペアやグループでワークショップを行っています。

取材のコツを学んですぐにワークショップ

最初に、機関紙協会かながわ支部の御崎史子さんからの取材準備と取材当日に当たってのコツや、記録とメモづくりの重要性、記事の執筆について学びました。

参加者からは、「これまでの長年の取材経験を改めて整理し、理解するのに役立った。また単に一方的な抗議でなく、実習のように自分で考えさせ、点検させることでより理解が深まった「人と人をつなぐツール、労働組合は楽しさを感じながらすること。また、その楽しさを伝えることが機関紙の大切さと聞

き、勉強になりました」「事前準備の大切さを痛感した」「見出しの付け方について大胆に遊んでもいいんだということが学べた。これまでは文章を要約したものになっていた」と感想が寄せられました。



記事は「取材前の準備で8割が決まる」と事前準備の重要性を語る御崎さん

御崎さんの講義を終え、さっそくペアになって取材の練習へ。組んだ相手のことを、機関紙の紙面で紹介する記事をつくってもらいました。入職した動機や組合活動をするきっかけなどを聴き、それを実際の記事(400字)にまとめるワークショップです。ベテランでも短時間で執筆するのは難しいですが、アイスブレイクを兼ねて参加者が互いについて、紹介し合い交流することができました。



ペアになり、自己紹介を兼ねながら一方の取材に応える参加者

SNSの重要性と注意点を学ぶ

午後、国公労連の井上伸さんから、国家公務員をとりまく現状や労働組合のとりくみを外に向けて情報発信していく重要性と成果、そして井上さんも作成に携わった全労連・国民春闘共闘委員会の「SNS活用のススメ」が紹介されました。学習後に、「労働組合の魅力をSNSで発信するとしたら、どんな内容で伝えるか」をグループワークで話し合ってもらいました。SNS特有の「短い文章」「目を引くタイトル」を意識しながらも、正しい情報かどうか、過度な表現ではないかに注意しながら、参加者は実際の読者（職場やネット）のことを思い描きながら議論しました。

参加者からは「若者の情報源が新聞やテレビではなくネットであるということは以前から言われていました。組合に加入するかどうかにも新採職員がLINEで情報を共有して決める（入らない方が多い）と聞いたことがあります。確かにSNSを労働組合も活用すべきですが、HP、ブログなどをつくってもほとんどアクセスがないのはなぜなのか検討していくことも大事ですね」「SNSのすすめ方、自分の単組ではどうすすめていくか課題を感じました」「もっとたくさん話を聞いてみたかった。自治労連でSNSの学習会を開いて

ほしい」「若い年齢はスマホが大切なのでSNSをよく見ているので確かに必要なものと思う。いろいろな人に拡散するので内容を十分検討する必要があると思った」「今からの組合活動ではHPやSNSの運用・活用も考えないといけない。自分の労組でもぜひやってみようと思う」「SNSの活用はわかるが誰が日々発信するのか？方針や体制の確立が必要かと思う」「SNSを有効に使えば組合員だけでなく世界中の方に現状を知ってもらうことが可能である。しかし炎上やバッシングなどもあるので運用には注意が必要である」と感想が寄せられました。



日常的にもSNSでの情報発信を進めている国公労連の井上さんの話は説得力がありました

互いに励まし合い「元気もらった」

交流会の後半は、午前中のペアワークで実際に作った取材記事を講師陣に講評して貰い、また全体で学んだことや機関紙活動の悩みやとりくみをグループで議論、意見交流し、各グループで交流したことなどを全体に発表して終了しました。グループでは参加者の仲間の悩みに、「こうしてみたら」「こんな記事つくったことがあるよ」と互いにアドバイスしていました。

「地方組織、職場をこえて討論するのは始めはとまどいますが、ある程度テーマやポイ

ントをしぼって議論すると内容が深まりますね。自分のところの問題点や課題が少し見えてくるような気がします。どこもさまざまな苦勞をしながらがんばっている姿に私も元氣をもらいました」「他単組の機関紙の改善をみんなで話し合うのはよかった。さまざまなアイデアを聞くことができた」「読んでもらうことの難しさ、みなさんそれぞれ苦勞されていることを知り、安心しました」「いずれまた以前のような単独の集会ができるとよい。来年もっと多くの新しい仲間を連れて行きたい」と参加者から感想が寄せられました。



機関紙活動の悩みにアドバイスや自身の経験を話す参加者たち

機関紙づくりの担い手が全国的に少なくなっているなか、機関紙活動やSNSなどの錠右方発信の重要性は年々高まっています。横のつながりを広め、互いに励まし協力しながら、機関紙活動の充実を促進するとりくみが求められています。

住民運動は地方自治を担い参加する人を育てる 「小さな庁舎で大きな福祉」に共感と支持

住みよい近江八幡市をつくる会事務局長
(自治労連近江八幡市職員組合 特別執行委員)
岡野 道博

はじめに

近江八幡市の住民運動「市民が考える庁舎の会」は、新庁舎建設をめぐる、2016年9月の「公金支出、契約締結等差止請求」の訴訟から、2017年5月の「95億円庁舎建設の直接住民投票条例の署名運動」など約2年間にも及びました。

18年4月15日の市長選挙において、自・公・維新が推す現職に市民と野党（日本共産党）が推す「市民が考える庁舎の会」代表の小西理さんが、21,047票（得票率64%）で圧勝しました。

選挙勝利の要因は「95億円庁舎建設」と「学童保育」をめぐる署名活動

選挙勝利の要因は、「市民が考える庁舎の会」の「95億円庁舎建設は市民の声を聞いて」という2回の署名運動と、学童保育所の署名運動で、多くの市民が立ち上がり市政の変革を求めたことにあります。

庁舎運動は、安心できる子育てのまち、福祉にあたたかいまちを望む市民の声や期待を受けて、「小さな庁舎建設で大きな福祉」のスローガンの下、2017年5月1日から6月1日まで、市町村合併後の近江八幡市誕生以

来の初めての住民運動を展開して、有権者比12%、8,118人（選管確定人数）の署名を集めて運動を成功させました。

住民投票条例を求める取り組みでは、受任者729人と組織に拘らない市民が自覚的に参加し、署名を次から次へと際限なく広げた市民革命の要素を含んだ新しいスタイルの運動と言えるもので、まさに画期的な市民運動となりました。

住民投票を知らせるビラ見た市民が次々に、「この署名なら協力したい、友人にも勧めたい」「事務所はどこですか。署名を取りに行きます」と立ち上がり、最後の一週間で4,000筆を越える署名が集まりました。

署名活動は、「こんな豪華な庁舎はいらない。私たちの意見を聞いてほしい」と、若い人からお年寄りまで、子育てカフェやテニスサークルなど広範な層に広がり、安土、岡山、北里学区では署名数が有権者の20%を越えました。

こんなにも署名が集まると思っていたかった富士谷英正市長は、署名数を知って職員に「なんで8千なんや」と八つ当たりしたことも伝わってきました。

住民投票請願は否決されるも 前市長の暴走に高まる住民からの批判

住民投票を求める条例を審議する臨時議会（7月21日開会、28日閉会）では、6議員の賛成少数として否決されました。しかし、議会審議中に、「否決」されたという広報が市民に配られるという、前代未聞の出来事が起こりました。広報を見た人からは「議会中なのに何で否決されたと書いてあるのか、おかしい」と怒りと疑問の声があがり、新聞やテレビでも取り上げられ大問題に発展しました。この「広報配布」は、議員を無視し、議会を否定する民主主義の破壊者としての市長の姿を白日の下にさらしました。

6月議会では、8,118人の署名に対して、「議会（員）が決めたことを否定する、無政府主義の考えだ」と、切り捨てた富士谷市長。どの口が議会制民主主義を語るのか、市民はいよいよ市長に愛想を尽かし始めたのです。

2回目の署名を9月から開始して、12月議会に、10,154筆を提出しましたが、日本共産党の3名の議員のみの賛成で否決。この運動の最中、富士谷市長が新庁舎建設の前倒し、2018年1月の臨時議会で請負契約承認、2月起工式することを明らかにしました。

署名運動の最中に、市長の暴走を止めるためにも、「住みよい会」は11月15日に市長選挙の候補者として小西理氏の擁立を決定し、記者会見で発表しました。

2回目の請願署名を否決されましたが、反対討論を行った保守系議員が、「4月の市長選挙においては、庁舎問題が争点になる」と発言し、事実上請願の趣旨は達成されました。

学童保育（放課後児童クラブ）の整備 拡充をもとめる声が広がる

もうひとつ、「放課後児童クラブの整備拡充を求める」署名28,445筆も選挙情勢を変える力となりました。

市内の学童保育所が詰め込みで深刻な状態であることから、市学童保育連絡協議会が中心となって、「運営委託料をせめて国基準並に引き上げて」と、2018年12月から真冬の街頭で取り組まれたものです。1月の近江八幡市駅南口での署名は、1時間で400筆を超え、大きな反響を呼びました。

富士谷前市長が、選挙告示直前の公開討論会で、問われてもいないのに突然この署名に矛先を向けて「1万8000人は九州や四国や東京や、そんな人ばかり。1万人が近江八幡市。（署名の筆跡は）同じ字でっせ」、「あの署名なんか、全然ですよ」と発言。これに対して「ひどすぎる。市長である人の言葉とは思えない」が共有され、SNS等で拡散さ

2019年3月26日

れました。

指導員の職責を賭けた必死の訴えや保護者の運動が怒りの輪を広げ、小西市長誕生を押し上げる大きな力となりました。

85対15の力関係（前回の選挙結果）をひっくり返し、世間をあっと驚かせました。近江八幡市長選挙の影響は、直後6月の滋賀県知事選挙にも示されました。「幅広い市民の共同と野党共闘を呼びかけていく」として県知事選挙候補者であった近藤学さん（滋賀大学名誉教授で市民団体「滋賀・九条の会」事務局長などを務める）の得票率は、近江八幡市では県下でトップでした。

自治労連市職は小西理氏を推薦

富士谷市長は、「株式会社近江八幡市」の考えの下、大型公共事業を進め、同時に福祉教育を削りそれをまた大型公共事業の財源にするという市政を推し進めてきました。職員に対しては強権的の体質で、職場には自由な雰囲気はなく有能な職員が毎年退職する状況でした。

庁舎問題について、市民から市役所の組合はどう考えているかの声が届き、自治労連市

職（以下「市職」）は、要求書には必ず「庁舎建設は住民合意を得る」ことを求めて交渉してきました。地域に出て署名活動にも取り組みました。

職場と組合員からは、「職員が自由に発言できる職場を」「パワハラ体質をなくしてほしい」など、力の支配による閉塞的職場を変えてほしいという声の下、2018年4月の市長選挙において、市職は全員一致で小西理氏を推薦しました。市職は小西理氏を推薦した内容の滋賀自治労連の「しがの仲間」を市役所内で3回配布するなどして勝利に向けて奮闘しました。

選挙を通じて、自治労の組合は富士谷市長を推薦しており、市職と自治労の組合の役割の違いが、職員には鮮明になっています。

昨年の年末確定交渉では、市長交渉を行い市職の存在感を示すことができました。公立老蘇こども園の2019年度からの拡充、非正規の幼稚園教諭・保育士の月額賃金が5年振りに100円引き上げる回答をひき出しました。

さらに、会計年度任用職員制度での「制度の主旨にのっとりたいと考えている。財源は

●選挙結果

今回(2018年4月)		前回(2014年4月)	
小西おさむ	21,047票(64.4%) (前回比+7,626票)	ひやま秋彦	10,490票(37.9%)
		福本幸夫	2,931票(10.6%)
		合計	13,421票(48.5%)
富士谷英正	11,647票(35.6%) (前回比△2,625票)	富士谷英正	14,272票(51.5%)
投票率	49.97%(前回比+6.31%)	投票率	43.66%
投票数	32,694票(前回比+5,001票)	投票総数	27,693票

大変だが、人件費が増えるから人員を減らすとは考えていない。行財政改革など他の方法を考える」との市長回答がありました。

初めて市長交渉に初めて参加した非正規職員から「声をあげる、聞いてもらうことはすごいことですね！よかったです！」の感想が寄せられています。自治労関係者からは、「あなたの組合は市長交渉したの。うちはしてない」と声を掛けられることもありました。



小西おさむ新市長（左）に要求書を渡す林秀一委員長

新市長誕生で大型事業優先から福祉優先の市政へ

小西おさむ新市長は、初登庁したその日に、公約であった「庁舎建設の契約の解約」を請負業者に通告しました。現在は第三者委員会で前市長が締結した契約の補償問題が議論されています。

同じく公約だった医療費の中学三年までの完全無料化を2019年度からの実施をめざして、6月定例議会に提案。継続審議として9月議会では原案に近い内容で可決となり新年度からの実施が決まりました。

待機児童解消に向けても、「上の子と下の子が違う保育園に通っていることは問題と認識している。実態を把握して、待機児童の本質

的解消に向けて手を打つ」との意欲的答弁に基づき、新年度では公立こども園への幼児枠の増設の予算化をしています。

学童保育所問題でも、関係者の願いであった運営費を国基準で行うことと指導員の処遇改善を予算化しています。

小西市長の思い切った予算措置は、「子育てしやすい環境でないと地域の未来ない」との思いに基づいており、新聞は「子育て世帯の支援充実」（『中日新聞』）と報道しています。

これらの公約の具体化を盛り込んだ2019年の新年度予算は、3月議会の予算委員会では全議員が賛成しています。

小西市長は、大型事業優先から福祉優先への市政に大転換をはかつており、ムダな公共事業を抑えれば暮らし、福祉が良くなることを事実で示しています。市民もこれを歓迎して後押ししています。

「6月議会での憲法と地方自治法を引用した所信表明に信頼できる人だと思った」、「待機児童を解消してくれる人」、「分け隔てなく話を聞いてくれる人」など、共感と期待の声が寄せられています。

「職員が明るくなった」と職場も変化

2018年8月26日、110人の市民の参加で「小西おさむ市長と語る懇談会」を開催しました。待機児童で困っている子育て世代からの参加者は、「医療費無料化提案がなぜ小西市長はできるのか」と質問し、市長の、「福祉優先に税金を使うのが私の姿勢」と明確な回答に会場から拍手が起きました。

「市役所には今まで行きたくなかった。出来るだけ電話で用事を済ませていた」という女性は、「5月から職員がにこにこ顔、ご苦労様ですと言ってくれる。職員が明るくなった

足繁く市役所に通う」と発言しました。事実、庁内からは、管理職はもとより一般職員からも「職場が明るくなった」「何でも言える」と、職員が考えて仕事ができる環境ができたことが嬉しい、との声が伝わってきています。

前市政では福祉を犠牲にしての大型事業優先、職員へのパワハラ体質による上意下達、市民への水際指導などが10年来続いており、庁舎問題、待機児童解消、学童保育所改善、介護問題などでその影響を引き摺らざるを得ない状況があります。

特に待機児童問題では、桐原幼稚園と岡山幼稚園を2019年度から廃止して民間子ども園をつくる計画が暗礁に乗り上げています。来年度の募集を行う中、岡山学区での民間子ども園が建設できないことが明らかになりテレビで取り上げられたことも手伝い大問題となっています。桐原幼稚園でのもう一つの民間こども園の土地確保に目処が立たず2020年度まで廃止を見送ることになっています。

「住みよい近江八幡市をつくる会」や市職それぞれの市民の運動で市長を支える運動と取り組みがいよいよ重みをましています。

2019年1月14日に全国教育文化会館エデュカス東京で行われた第18回「子どもの豊かな育ちと読書の喜びを 学校図書館・公共図書館の充実を求めるつどい」での記念講演の内容を編集部責任で書き起こし、今号と次号の2回に分けて掲載いたします。

子どもの育ちを保障する教育行政と 学校図書館・公共図書館(前半)

元文科省事務次官 前川 喜平

はじめに

きょうは子どもの育ちを保障するという大きなテーマの中で、教育行政、学校図書館、公共図書館という3つのテーマでお話をしていきます。

ご承知のとおり、私は元文部科学事務次官でして、現職のときには、まずこの施設(全教会館)に足を踏み入れることはなかった(笑)。ちょうど2年ほど前、私は文部科学省の人事課の職員が、OBの天下り斡旋をやっていたという、これは国家公務員法違反であり、その不祥事の責任を取って辞めたわけです。現職のときに付き合っていた人との交友関係が半分以上なくなりまして、逆に、これまで付き合ったことのない人、ここにいる人はみんなそうですけれども(笑)、これまで付き合ったことのない人とのお付き合いが始まりまして、これはなかなかいいもので、まさに第二の人生にふさわしいなと思っています。

人生100年時代ですから、文部省及び文部科学省に通算で38年近くおりましたけれど

も、100年生きるとすれば、あと同じぐらい生きるわけですね。第二の人生って長いですから、こうやって新しいいろんな方々とのお付き合いが生じるのは大変楽しいことだと思っております。

政治・行政と教育

最初に「政治・行政と教育」という話なのですが、政治と行政というのは、これは切っても切れない関係であって、政治のもとで行政が行われるわけです。官僚主導か、政治主導かという議論がございますけれども、これは議会制民主主義、代議制民主主義ということを考えれば、当然、政治主導でなければならないわけですね。官僚というのは、試験で選ばれてはいますけれども、選挙で選ばれたわけではないですから、国民の信託を直接受けているわけではない。ですから、政治家が、やっぱり責任を持って行政を進めるということは大事なことです。しかしですね、私は38年、その行政のなかにおいて、本当にこの政治家に任せていいのか?ということをも

思ったことは、多々あったわけでございます。その一番、最近でわかりやすい例というのは「森・加計問題」だと思います。

加計学園問題には私は直接携わったわけでございますけれども、これは明らかに行政がゆがめられた。本来、認可されるはずのない大学の学部が認可された。そのプロセスにおいて、不公正、不公平、不透明で、公正な審査を行っていないし、京産大というライバルがあったにも関わらず、公平な扱いが行われなかった。そして、全体が全く不透明で、加計隠しのまま行われたということで、全体がゆがんでいることは間違いない。

「これは首相案件だ」と首相秘書官が言っているのですから…。そういう意味で、これは安倍総理による国政の私物化であると、そう言って間違いないと思います。

この国会での議論においても、質疑においても、安倍総理が虚偽答弁をしていたということも、ほぼ間違いないですね。

一昨年、文部科学省からさまざまな加計学園問題に関わる文書が出てまいりました。そのなかで、総理の意向が伺えるものがたくさんあったわけですが、それに加えて、昨年の4月、5月に、愛媛県から出てきた「愛媛県文書」は決定的な文書だと私は思っています。安倍総理ご自身が、加計孝太郎理事長に直接会って話をして、そこで獣医学部の新設について依頼を受けて、後に応対をしているという様子がまざまざとわかる、非常にリアルな文書が出てきました。これは、2015年の2月の段階で、その二人は直接会って話をしている。そのときに安倍総理は、『『新しい獣医大学の考えはいい』というコメントをした』というところまで、愛媛県文書では記録されているわけです。



しかるに安倍総理は、「加計学園の獣医学部の新設計画を初めて知ったのは2017年1月だ」と言っていますから、ほぼ2年間ずれがあるわけです。この愛媛県文書を根拠にするならば、安倍総理がずっと虚偽答弁をしてきたということは間違いない。その間、加計光太郎理事長と「獣医学部の新設計画について話をしたことがない」と、ずっと国会で答弁しておられまして、これも虚偽答弁と言わざるを得ないわけです。私が「安倍総理の虚偽だ」と言ってもこれは名誉毀損にはならないと思います。

森友学園問題では人が死んでいるのです。この文書の改ざんを命じられた近畿財務局の真面目な、正義感にあふれる職員が、その重圧に耐えかねて自ら命を絶ったということは、これは重大な責任があると思うのです。

森友学園問題のほうは、愛媛県文書のような決定的な証拠は出てきていませんから、官邸と財務省理財局との間にどういうやりとりがあったのかはわかっていない。私は安倍総理の関与は間違いなくあったらと思うます。それは、おそらく今井尚哉首席秘書官を通じて行われたのではないかと思いますけれども、そこはブラックボックスになっています。ここは解明されていません。

森友と二つ並べて言われますが、森のほうは肝心なところはまだ分かっていないのです

2019年3月26日

ね。加計のほうは全部分かってしまっている。だから、安倍総理がウソをついているということも全部分かってしまっている状況ですね。

こういうことがなぜ起こるのかと言えば、安倍一強という権力体制ができてしまっているからなのです。これは一つには、私は選挙制度に問題があると思います。自民党が完全に安倍総理の支配下に入ってしまった。かつての自民党のなかにさまざまな派閥があり、派閥ごとにポリシーをもち、一つずつ違ったわけです。自民党のなかにも、はっきりとした護憲派の人たちがいましたね。そういう人たちが全然いなくなってしまって、自民党は8割方「安倍党」になってしまったということです。

そういう政治の世界で、与党は安倍総理一色になってしまっている。しかも、それが強力な与党をもち、小選挙区制のせいで51%を取ってしまう。この小選挙区制のせいで、この安倍総理の支配というものが強まり、霞ヶ関の官僚に対する支配も強まっている。これは内閣人事局が非常に強く作用しています。

本来の官僚任命権は、各省大臣にあるわけですが、官邸はその承認をする権限を持っています。その承認権というのは、「承認しない」と言った途端に拒否権になります。拒否権というのは、何度も拒否権を使っていると事実上の任命権が、拒否権を持っている人たちのほうに移ってしまう。今、そういう状況になっていまして、大臣が「うん」と言った人事案でも、官邸に持っていくと「ダメ」と言われることがしょっちゅうあるわけです。

私も事務次官として幹部人事を、大臣の了解をもらった後で、官邸に持って行って、「ダメ」と言われたことは何度もありました。この「ダメ」という中心人物は誰かと言えば官

房長官の菅さんです。だから、菅さんが霞ヶ関全部の幹部人事を握っていると言っていいわけです。菅さんににらまれたら外される、飛ばされる。菅さんのお眼鏡にかなうと登用されることが起こってしまっている。

もちろん菅さんも、霞ヶ関の幹部職員を全部知っているわけではないのですが、菅官房長官の周りに「官邸官僚」と言われる、例えば、警察庁だとか、経産省だとか、あるいは国土交通省だとか、そういったさまざまな省庁出身者で、極めて有能な人。ただし有能といっても、国民のために有能ではなくて、権力のために有能な人が集まっているわけです。こういう人たちが、菅官房長官の目となり耳となって、各省の幹部職員の「あいつは使えますよ」「あいつはダメですよ」「あいつは言うことを聞かないですよ」などという情報を伝えている状況があって、安倍総理や菅さんが「こいつはいい」と思った人間しか上がっていけないという状況が生じてしまっています。

各省の人事の自律性というものは奪われてしまっているということです。別の言葉で言えば、ポリティカル・アポインティ（政治任用制）になってしまっているということです。

その官邸の機能・組織が肥大化して、官邸官僚と言われる人たちがその官邸をかためている。全ての領域の政策は、この官邸が決めてしまう。

各省は、その下請機関、実施機関にすぎない状況になりつつある。これは文部科学省だけではなくありません。農林水産省でも、国土交通省でもそうですけれども、外交でもそうです。外務省の自律的な役割というのはなくなってしまっているのです。全部官邸が決めた

ことを実施するだけの機関になってしまっている。ロシア外交などがまさにその典型だと思います。

本当は心ある外務官僚は、あのようプーチンに入れ込むのは危険だ、問題だと思っています。就任以来 30 回も会っているわけですから、首脳同士で。クリミア問題で、欧米諸国が制裁を加えている相手であるロシアに対して、そんなに近寄っていいのかという問題はあはるはずなのです。

にもかかわらずプーチンにものすごく入れ込んでいるという状況があつて、これは、北方領土の交渉が進展することを期待してのことだと思いますけれども、結局、全然何も進展していないわけです。はっきり言って、安倍総理のロシア外交は失敗していることは明らかですが、「いや。失敗じゃないんだ、まだ可能性はあるんだ」という、やっている感を出している。安倍総理の政治は全部そうだけれども、何もやっていないのだけれども、やっている感だけは出している。期待だけをずっと持たせていくというやり方ですね。

この安倍一強体制というのは、こういうかたちで行政局全体を覆い尽くしているということが言えるのです。それだけではなくて、与党を支配しているということは、日本を支配してしまっている。

それから、もっと怖いのは司法ですね。司法にまで支配が及んでいると言っていると思います。憲法上、最高裁判所の裁判官は内閣が任命するわけです。その後、国民がチェックする国民審査というのがあります。ですから、国民主権に基づいて、司法権も使われているのだ、ということは形式的には言えるのですけれども、国民審査が機能していないことはみんな知っていますよね。国民審査で罷

免された人は今まで一人もいない。

私は、憲法改正をするのであれば、国民審査をもう少し実効性のあるものにすべきだと思います。国民審査が機能していないなかで、何が起きているかと言えば、結局、行政局が司法局を支配してしまっている。安倍政権で任命された最高裁判官がどんどん増えてきているわけです。これまでに任命された最高裁判所の裁判官のなかには、加計耕太郎さんの立教大学のお友達も入っているのですよね。どうして入ったのか私はよく分かりませんが、とにかく立教大学で加計孝太郎さんのお友達で、最高裁判所の裁判官になる前は、加計学園の館長をやっていた人が最高裁判所の裁判官になっていますからね。人事は正当にやられたのだと説明されていますけれども、私からは、どうしてもお友達人事にしか見えないわけです。

こうなってくると、日本国憲法の統治機構に関する大原則である「三権分立」が危うくなっているというのが私の認識であります。

この三権分立が危うくなって、国家権力が安倍一強体制に呑み込まれてしまうという状況が生じているだけではなくて、この国家権力から本来離れて自由でなければならない、そういう分野にまでこの政治支配が及びつつあるというふうに私は思っています。

その一つの分野がメディア、マスコミであり、もう一つは教育なのですね。幼稚園から大学までの教育、この教育の分野に政治支配が及びつつある、これは非常に危ないと私は思っています。

そういう政治の暴走が起りかけているときには、官僚というのはそれを留めるという役割が出てくると思う。政と官の関係というのは、基本的には政治のほうが官僚よりも上

でなければいけない、これは民主主義社会はそうあるべきなのです。

しかし、この権力が集中し、暴走し、腐敗するということが起こったときには、これは官僚の側がそれにストップをかける、そういう役割は持っているとは思っております。

政治家も役人も、憲法 15 条でいうところの公務員、それから、99 条でいうところの公務員、いずれも「公務員」という言葉で書いてありますけれども、これは、国会議員や国務大臣も含んでいるわけで、一般職の公務員だけではありません。公務員と言われているもののなかには、いわゆる政治家も入っているわけです。

政治家も含めた公務員は、憲法 15 条のもとで、「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とはっきり釘を刺されているわけです。それから 99 条で、この憲法の尊重及び用語の義務が課されているわけですが、この 15 条なり、99 条なりといった憲法に従おうとして仕事をする傾向が強いのは官僚のほうです。

政治家は、ともすると 15 条からも 99 条からも逸脱する危険性を常に持っているわけです。どうしても選挙のためにお金が必要だとか、票を獲得しなければいけないときに、一部の人たちに働きかけて、そこから金と票をもらおうとする。こういう構造はどうしても多くの政治家が、とくに与党の政治家がとっているわけです。そうすると、全体の奉仕者ではなくて、一部の奉仕者になってしまう傾向が強いわけですね。

それから、政治を司る人たちというのは、権力が集中すればするほど、その権力を使って、その権力を私物化するようになる。これは権力が腐敗するという鉄則があるわけです。

ね。昔のジョン・アクトンというイギリスの政治家が言った言葉なのですけれども、「権力は腐敗する、絶対的権力は絶対的に腐敗する」ということで、今の安倍政権は絶対的な権力に近づいています。そうすると必然的に腐敗が起こっている、こういうことが言えると思います。

それを押しとどめようとする力は、本来、国民が持っていなければいけないのですけれども、当然のストッパーとしての役割は、私は官僚に期待するしかないと思います。官僚にあつて政治家にないものと言え、知識、経験、情報、専門性というところがありますけれども、そのほかに政治的な中立性とか、公平性とか、そして、全体の奉仕者でなければいけないという自覚、これはやはり政治家よりも官僚のほうが多いもっている。

これは比較の問題ですから、役人のなかにもとんでもないのがいるわけです。自分の息子のために裏口入学を頼むようなやつも出てきていますから、これは程度の問題であつて、政治家のなかにも清廉潔白な政治家はもちろんたくさんいます。それは与党よりも野党のほうに多いと思いますけれども、与党にだっていますよ、まっとうな人は。これは比較の問題であり、程度の問題ではありますが、政治家と官僚を比べたときに、どちらがどういう傾向を持っているかと言えば、私は政治家のほうに腐敗しやすい、役人のほうが腐敗しにくい、そういう傾向はあると思うのです。

私は、常々後輩の役人たちに、「政治との距離を置くということは大事だ」ということを言っていたわけです。とくに教育行政というのはそういう分野です。政治との間に距離を置かなければならない。公務員である前に、

一個人であるという自覚を忘れないでほしいとずっと思っていました。そして、公務員である前に、主権者である一国民であるという意識を持つということは非常に大事なことです。学校の職員として仕事をする方々も、やはり公務員ですけれども、その公務員である前に一個人である、公務員である前に一国民である。

別の言葉で言うと、公務員として仕事をするなかでも、自分のなかに一個人であり、一国民である自分がいなければいけない。その一国民であり一個人である自分が、公務員である自分の働きぶりを、内側から客観的に見る。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、もう一人の自分、本来の自分が仕事をしている自分を見つめていて、「それでいいのか」という問いを常に発している、こういう状態が必要だと思うのですね。

一個人である自分が、自分がやっている仕事を判断するときに、「これは個人の尊厳を冒すような仕事なのではないか」、というアラームが鳴らなければおかしいし、国民である自分が、公務員として仕事をしている自分に対して、「これは国民の信頼に背いているのではないか」、というアラームが鳴らなければいけない。そのアラームが鳴るようにするためには、常に公務員であるよりも前に、一個人であり、一国民であるという自覚を常に失わないということですね。

しかし、多くの場合、仕事をしていると、魂を売らなければならない場合もあるわけです。私も随分売ったというよりも、あれは質に入れたという感じで… (笑)。しかし、面従腹背といえ、これはどうしてもこれは強い力に従わざるを得ないという場合は出てくるわけで…、というよりもほとんどそうだった

のです。

で、私は後輩に対してこう言ったのです。「魂は時々貸してもしようがない。貸したものは必ず後で取り返しなさい。魂は売るな、貸すのは仕方がない」ということで、貸す、あるいは質に入れると。そうやって、まっとうな感覚を失わないようにするというのは大事だと思います。

教育の自主性と政治的中立性

教育行政というのは、政治と教育の狭間に存在すると考えてやってきました。政治の力がなければできないこともたくさんあります。法律をつくるということがまさにそうですね。

例えば、学校図書館法を改正して、学校司書の配置を義務付けていくというようなことは、これは政治の世界が動かなければできないことで、政治がなければ、世の中は進歩していきません。あるいは、教職員の定数改正でも、学校規模についても、50人学級から始まった標準法を45人、40人と改正してきたわけです。ただ35人に入りかけたところでストップしていますけれども。やっぱりそれを進めていくのは政治の力なのです。政治がなければ教育はよくならない、これは事実なのです。

しかし、一方で政治が暴走すると、教育が侵されてしまう、これも事実です。その狭間で教育行政というのは、いい政治の関与を引き出し、望ましくない政治の関与は防波堤になって阻まなければいけない、こういう役割を持っていると、私は思っています。教育行政をしてきたわけであります。

学校教育に関して言えば、学習指導要領というものを文部科学省はつくっていますけれども、これも確かに国家権力による教育への

関与なのです。しかし、これは大変激しい論争の末、1976年に最高裁判所が一応の結論としての判決を出しています。1976年の最高裁判決では、「学習指導要領は大綱的基準としてつくるのであれば、それは憲法違反とはなっていない」と言っているわけです。

大綱的基準というのは、「大ざっぱ」という意味であって、「だいたいこの程度、このあたりの範囲でやってくださいね」というようなものなのです。確かに学習指導要領違反で処分されたというケースがあって、それに対して、「処分が不当だ」という裁判があって、教員の訴えが認められなかったという、こういう判決があります。「伝習館高校事件」というのがあって、文部科学省の職員はみんなこれを勉強するのです。このとおり学習指導要領に従わないと処分してもいいのだと、これを勉強するので、「伝習館高校事件」というのは必ず文部科学省の教育行政をやる職員は勉強するのです。

でも、学習指導要領はあくまでも大綱的な基準なのです。この伝習館高校事件は、大綱からものすごく外れたことをしたのです。高等学校の先生ですけれども、毛沢東思想を教えて、それを試験に出した。これは確かに相当外れています。あるいは学校ぐるみで本来開設すべき教科を開設していない。家庭科をやらないとか、情報をやらないとかという

ところがあったので、学習指導要領で「必ずこれはやって」といっているものに対して、全くやらないというのですから、これは責任を問われても仕方がない。

しかし、学習指導要領というのは、あくまでも大綱的基準なのです。政治が教育を止めてはいけません。教育の中身というのは、これは、各教科に分かれていますけれども、各教科というものは、人類がずっと積み重ねてきた学術、学問や文化の集大成を、これを年齢段階に応じて整理しましたものです。

国語、算数、理科、社会、音楽、体育などもみんな、人類が自由な発想のなかから積み重ねてきたわけで、表現の自由、学問の自由とかがあって、そういうものの積み重ねのなかでもたらされた文化や学問の体系というものがある。それに基づいて教科というものがつくられるわけですから、あくまでも学問の自由、表現の自由、思想・良心の自由といったもののうえに、教科を立てられなければならないものであります。逆に言うと、政治が決めてはいけないということです。

今の政治が好んで介入しようとするのは、一つは歴史教育、もう一つは道徳教育、さらに言うと、性教育なんかもそうです。こういう分野に介入しようとするのははっきり言って日本会議系の人たちです。東京都で言うと古賀俊昭さんなどがそうです。国のレベルで言えばもっとたくさんいますが、安倍総理なんかはその筆頭格です。そういう人が今政権を握っているわけですからね。

例えば、歴史の教科書を考えた場合にも、政治が歴史教育の中身を決めてはいけません。これは学問の自由のもとで見いだされたものが、教科として教えられなければいけない。今の政権を握っている人たちは、はっき



2019年3月26日

り言って、これは歴史修正主義者だらけですから、『日本国紀』という本を好んで読む人たちですね。

歴史修正主義というのは、政治的に歴史をゆがめてしまう考え方なので非常に危ない。私が現職のときにも、自民党のある若手の先生で、「歴史は科学ではない、歴史は物語だ」と言った人がいます。本気でそう言っているのですよ。「歴史は民族の物語だ」と言っただけで済まない。こういう人が歴史教育に介入してくるわけですね。

例えば、従軍慰安婦の問題や沖縄の集団自決の問題、あるいは日中戦争のときの南京虐殺事件とか、こういった問題について、歴史学のなかでこれは間違いないと定説となっているものを否定しようとする、そういう人たちがいるわけです。南京虐殺事件があったということは、これは歴史学のうえでは当然視されていることであって、その規模はどのくらいであったか、実際に虐殺された人が何人ぐらいいたのかというのは、これはいろいろな説があるでしょう。しかし、万を超える人がいわれなく日本軍によって殺されてしまったということは間違いないことで、そのなかには、一般市民もいたし、中国兵もいたわけです。こういった人たちがいわれなく殺された、虐殺された。

中国政府が30万人と言っているのは正しいのかどうか、これはわかりません。これは、そこまでの人数はいなかったのではないかという考え方も歴史者のなかに当然あります。被害の規模については諸説あるにしても、南京虐殺事件があったこと自体は、これは歴史学のうえでは間違いないとされている。ところが、南京虐殺事件はなかったと信じ込んでいる政治家が、今うじゃうじゃいるわけです。

が、今の政権のなかには、ほとんどみんなそういう人ばかりです。

そういう歴史修正主義者が国会の過半数を占めたからといって、「南京虐殺事件はなかったと教えなさい、という法律をつくれますか」という話です。そんな法律はつくれません。これは憲法違反です。なぜかと言えば、教育は学問の自由に基づいて行わなければならないものであり、それを台無しにするものであります。

教育は、あくまでも学問の自由、表現の自由といった、人類が積み上げてきた精神的な自由な活動の積み重ねのなかになければならないということです。それをもって「教育の自主性」と言うわけなのです。教育というのは、そういった自由な人間の営みのうえに乗っかっているものであり、政治の力によってゆがめられてはいけません。

このことは、教育基本法のなかにも書いてあるわけです。教育基本法は、1947年に制定されまして、2006年に大幅に改悪されましたけれども、しかし、大事な言葉はかろうじて残っています。

これは正直申し上げて、私は公明党のおかげだと思っています。自民党・公明党が協議をして最終案をつくった。自民党だけに任せていたら、消えてしまったかもしれない言葉が、公明党のおかげで残っているというのがございます。例えば、「個人の尊厳」という言葉も残っていますし、「日本国憲法に則り」という言葉も残っていますし、それから「学問の自由を尊重する」という言葉も残っています。そういうかろうじて残っている言葉があります。

そして、そのなかには、「教育は不当な支配に服することなくおこなわなければならない」

という、この「不当な支配の禁止」も残っております。この不当な支配というのは何かと言えば、教育の自主性を侵すような支配のことを「不当な支配」というわけです。

最近の例でいうと、知的障害のある子どもたちが学ぶ東京都の七生養護学校。今は特別支援学校と言いますが、この学校で行われていた性教育に対して、さっき名前が出た古賀俊昭都議会議員をはじめとして、日本会議系の人たちがいちゃもんを付けた。日本の家族のあり方に劣るものだとか言って非難したわけです。東京都の教育委員会はそれに応じてしまって、この都議会議員と東京との指導主事たちがその学校へ行って、この性教育を行っていた教職員に暴言を吐き、そこで使われていた教材を没収していく、ということが起こったわけです。

その後、東京との教育委員会は、学習指導要領に違反する性教育をしたということで、性教育に携わっていた教職員を大量に処分したわけです。この処分が「不当だ」と言って、教職員や保護者が提訴した。そして、これは2011年の東京高等裁判所の判決が確定判決になった。それは最高裁が、古賀俊昭等の上告を棄却し、東京高裁判決が最終的な確定判決になっています。

この東京高裁判決は「東京都都議会議員が行った行為は、教育基本法が禁止している教育の自主性を犯すような政治的な不当な介入にあたる」ということを述べられ、古賀俊昭ほかに損害賠償命令を出したわけです。

それから東京都の教育委員会に対しても損害賠償を命じた。これはどうしてかと言うと、この不当な支配に従ってしまった。教育行政たるものは、不当な支配から現場の職員を守らなければいけないのに、その保護義務を怠

ったということで、東京都に対しても責任を問い、東京都に対しても損害賠償を命じた。これが七生養護学校事件で、別の言葉では「こころとからだの学習裁判」と当事者の方々は呼ばれていた。

「こころとからだの学習裁判」を縮めて「ここから裁判」と言われ、この「ここから裁判」というのは、非常に私は文部科学省の職員も、東京都の教育委員会の職員もしっかりと学ぶべき判決だと思いますね。教育に政治的な介入はやってはいけない。これは改悪された教育基本法にもかろうじて残っている言葉で、「不当な支配に服することなく行わなければいけない」と。

「教育の自主性」「不当な支配の禁止」ということは私は大事だと思うのですけれども、「政治的中立性」という言葉は危ない言葉なのです。「政治的中立性」ということを声高に言うのは誰かという、権力を持っている側の人なのです。権力を持っている側の人たちが「政治的中立性を求める」ということは、結局、「俺たちを批判するな」と言っているわけです。つまり正当な批判を封じるための言葉として使われてしまう場合が多いわけで、これは危ないと私は思います。

2015年、文部科学省が、高等学校における政治教育について通知を出しました。これは、「18歳国民投票権」というものが法制化されたことを受けて、高等学校では有権者もそこで学んでいることを前提にして、これまでの政治教育についての文部科学省の考え方を見直して、改めて通知を出し直した。これは「政治教育を、あるいは主権者教育をより積極的にやってくださいね」というメッセージが含まれており、それ自体はいいと思うのです。しかもそのなかでは、「現実の政治的事象も積

極的に取り上げなさい」と言っているわけで、「現実の政治的事象」と言ったら、例えば、自民党がまとめた「改憲4項目」や「働き方改革」、あるいは「安全保障関連法制」もそうです。現実の政治的事象を取り上げろ、と言っているわけです。

私は現に、与野党の間で厳しい対立のある問題を取り上げたらいいと思うのです。繰り返すですけど、文部科学省は「取り上げなさい」と言っているのですよ。だから取り上げればいいのです。例えば、そういうときには新聞なんかを使って、「読売新聞」と「朝日新聞」とか、もっと極端に言えば、「東京新聞」と「サンケイ新聞」とか、あるいは「自由新報」と「しんぶん赤旗」とか、読み比べるとかやったらいいのですよ。そうやって、高校生たちが自分のこととして、さまざまな政治課題を自分で考えることをやっていったらいいと思う。

ところがこの通知は「現実の政治的事象を積極的に取り上げろ」とまで言うおきながら、「政治的中立性を守られ」ということを言うわけです。その「政治的中立性が守られ」とはどういうことを言っているかということ、一つは、「高校生の政治的活動については学校が制限してもいいのだ」ということを言っている。私は土曜、日曜に高校生がどこでどんなデモに参加しようと、学校はそれに対して何か言う権利はないと思います。これは、高校生だって一人の個人として、憲法が保障する表現の自由を持っているわけですから、それに対して学校が、在学関係というものを理由にして、学校の外で行われる政治活動について規制等をかけるというのはおかしい話だと思います。

しかし、文部科学省の通知は、そういうこ

とをしてもいい、という言い方になっていて、これはおかしいというのが私の考えです。ただ、私がいるときに出了た通知なのですから、まあね、私もおかしいと思っていたのです。言いますけれど、事務次官だから、何でも思うままになるわけではないのです(笑)。事務次官も一つの職に過ぎないわけですから、大きな組織のなかの。ですから、「事務次官だつたではないか」と私を非難するのはいいのですけれど、しかし、事務次官でも、できないことはできなかったのですよ。

この通知は、私は、積極的に政治教育をしろという点はいいいのですけれど、不当に政治活動の自由を奪っている部分がある。そして、教師のあり方についても非常に萎縮効果になるようなことを書いてあるわけです。「政治的中立性を守れ。教師は自らの見解を述べてはいけない」というわけですね。

もっと言えば「不用意に影響を与えてもいいけない」とあり、こんなのは、どこからどこまでが「不用意」かわからないですね。例えば、ある先生が SNS で「集団的自衛権は反対だ」という自分の意見を言った。集団的自衛権を反対するのは当たり前ですよ、これは憲法違反なのですから。その意見を言ったことに対して、「あ、この先生はこういう意見なんだな」というふうに、確かに生徒はそれを見るとある一定の影響は受けるでしょうね。

しかしそれをもって、これは不用意に影響を与えたとなるのか。そうしたら、先生個人の表現の自由はどこへ行ってしまったか、という話になるわけであります。この「不用意に影響を与えてはいけない」というところまで釘を刺すというのは、ちょっとやり過ぎだと思っています。さらに言えば、私は授業のなかでの教員個人の見解を述べてはいけない

というのも言い過ぎだと思っているのです。私は個人の見解を述べてもいいと思います。

1976年、当時の西ドイツで「ボイテルスバッハ・コンセンサス」というのがつくられた。これは、政治教育についての一定の一つのガイドラインになったわけです。これは政府の連邦教育省みたいなのがつくったわけではなくて、政治教育に携わっている教育者や学者が集まってつくったコンセンサスです。

「ボイテルスバッハ」というのは集まった場所の名前なのですが、このコンセンサスのなかで、「圧倒の禁止」とあります。自分の見解は言ってもいいけれど、教師が「これは正しいんだ、当たり前だろ」と言って、自分の見解を生徒に押しつけないというのが「圧倒の禁止」です。

二つ目が、「論争性の原則」です。学術上、あるいは政治上で論争になるようなもの、つまり対立のある問題については、「こういう対立があるんだよ」ということをちゃんと生徒に伝える。自分の意見だけを伝えるだけではなくて、自分の意見と反対の意見もあるのだったら、反対の意見も同じ比重でちゃんと説明して伝える。

三つ目が、生徒自身が自分の利害・関心に基づいて判断できるように導いてやる。つまり生徒自身、学習者の主体性というものを大事にするのだということです。これはまっとうな原則だと思います。これが「ボイテルスバッハ・コンセンサス（合意）」というわけです。私は、これを日本でも使ったらいいと思います。

そうすると、さきほどの2015年の文部科学省の通知は、過度に教師の手足を縛ってしまっているということが言えるので、もっとのびのびとやったらいいと思います。むしろ

教師自身が政治的見解を持っていないほうがおかしい。「僕はべつにどっちでもいいんですよ」みたいな、政治的見解を持っていない教師がいたとしたら、そんな人に政治教育はできません。自分自身が主権者として自覚を持っていないような人が、自ら判断し、行動する主権者を育てるような政治教育や主権者教育はできない。

教師は積極的に自分の意見を持たなければおかしいし、持っている以上は、生徒が「先生はどういう意見だろう」と考えるのは当然のことです。先生がどういう意見を持っているか伝えたいと思うのです。「ただ、これは押しつけているのではない。君たちは自分で考えろ」と。

ということは逆に、生徒から批判される側になるわけで、批判的な精神というものを持ってもらう。自分で考えて、自分で行動する人間になってもらうということが目的なのです。批判的な精神を持つ生徒を育てるのであれば、自分自身が批判の対象になることは覚悟しなければならない。そのうえで自分の意見を言うということは、私は当然のことだと思います。

私は、この2015年の文部科学省の通知は、あくまでも通知で、通知というのは法的拘束力はないです。指導というのは従わなくても違法性はありません。私は、文部科学省の



通知に従うよりも、「ボイトレスバツハ・コンセンサス」に従ったほうがいい、というのが私の個人的見解です。

政治的中立性というのは、逆に政治が教育をコントロールしようとするための理屈として使われることが多いということです。今、強い権力が日本全体を覆っていると言ってもいいのですが、この政治的中立性というものを過度に意識することによって、いろいろと萎縮したり、威嚇効果が生まれている。

これは埼玉県公民館で起きたことですが、これも「九条俳句訴訟」というのがありました。「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」という俳句をつくった方がいらっしゃって、公民館が発行している冊子に、選ばれた俳句が載ることになっていたのに、この俳句についてだけは掲載を拒否されたという問題です。「これは政治的な俳句だから」というのです。

「九条を守れ」というのは何で政治的なのか、憲法を守るのは当たり前なのではないか。それは国民が国に対して「守れ」と言っているのですよね。

立憲主義というのは、国民が憲法をつくり、国がそれを守るという、これが立憲主義ですね。「憲法は誰が守るものなのですか」ということを、中学生に聞いても、大学生に聞いても、「国民が守るものだ」というふうに答える人が多いと思いますけれど、これは間違いです。「憲法は誰がつくるものですか」と言ったときに、「これは国がつくるものです」という人が多いと思いますけれども、これも間違いです。憲法をつくるのは国民で、憲法を守るのは国だと、この関係を間違えないようにする必要があります。

国民が国に対して「九条を守れ」と言うわけなのです。「九条を守れ」というデモは、こ

れはまっとうな立憲主義に基づいた国民の行動として当たり前のことです。当たり前の行動を取っているのを、何でそれを「政治的だ」と言って掲載を拒否するのか。こうやって政治的中立性というのが、とにかく政治には触らないのだと萎縮効果をもたらしているのですね。これは権力側にとっては都合のいいことです。

学校教育に対しても、社会教育に対しても、こういう政治的な力が強く及ぶようになってきている。これは、先ほど申し上げた 2006 年の教育基本法「改正」です。これは、教育に対する政治支配を強める方向に与えたことは間違いないのです。

1947 年につくられた教育基本法は、憲法と深くかかわり、憲法の理想を実現するのが教育なんだ、という考え方に立ってつくられていました。このことは、教育基本法の前文、最初の段落を読むだけでもはっきりわかったわけです。

何て書いてあったかと言うと、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」一、こういうふうに書いてあったのです。

これは、1945 年以前の教育に対する痛切な反省のもとに、こういう言葉が書かれていたと思うのです。教育というのは憲法に基づいて行うもので、その憲法が一番大事にしているのは何かと言えば、これは個人の尊厳ということなのです。一人ひとりの人間がかけがえのない価値を持っているのだという、個人から出発する。一人ひとりの個人に尊厳があり、その尊厳を守るために基本的人権の保障

があり、平和主義があり、戦争というのは、個人の尊厳を踏みにじる最大の害悪です。平和主義というのも個人の尊厳から導かれているわけです。個人の尊厳を守る体制として最も望ましい政治体制は、これは民主主義であり、国民主権に基づいて、政治が行われなければ権力は腐敗し暴走して、個人の尊厳を侵すであろう。

そういう意味で、憲法の理想は教育の力で実践する。逆に言うと、戦前のような個人の尊厳をないがしろにして、人権を踏みにじって、戦争に突っ走っていくような、そういう教育に戻してはいけません。こういう非常に強い自覚のもとで教育基本法はつくられたと思うのです。

教育基本法に関しては、マッカーサー草案というのはなかったのですからね。百歩譲って、憲法に関しては、GHQ の関与はあったとは言えるでしょうけれども、教育基本法についてはないですよ。教育基本法についてまで、あれこれと言う人はいますが、これは日本の学者、教育者の間でつくられたもので、純然たる日本産で、「made in Japan」と言っていきたいと思います。

ついでに言うと、憲法は別に、「made in Japan」である必要はないのです。憲法というのは、国民から国民へ引き継がれていくものであって、これは人類の所産なのです。自由、平等、民主主義、平和主義などというのは、人類が積み重ねてきたものであります。このことは憲法にも書いてあります。

例えば、国民主権の原理について、憲法前文では、「この原理は、人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものだ」という書き方をしている。つまり日本人だけの憲法ではない、人類普遍の原理に基づいてい

る。

同じようなことが憲法 97 条にも出てきます。「この憲法が保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果である」というこういう言い方をしています。つまり人類が積み重ねてきた。例えば、それは立憲主義であれば、13 世紀のマグナ・カルタあたりから始まってきて、権力の横暴を許さない、という民衆の側の力というのが、少しずつ、少しずつ積み重ねてきた。

そのなかには、1789 年のフランス革命や 1776 年のアメリカ独立革命、あるいは 1919 年にできたドイツのワイマール憲法もある。そしてまた、日本のなかにも自由民権運動もあるし、大正デモクラシーもあったわけです。自由、平等、民主主義といった伝統というのは人類普遍のものとしてあるわけで、そのうえにつくられたのが日本国憲法です。1946 年の時点で、人類が勝ち取ったものを、そこに結晶させているわけですね。

9 条の戦争放棄というのは、戦争を違法化していくという人類の知恵の結晶です。この人類の知恵の一つの結晶が 1928 年の不戦条約です。不戦条約というのは、それまで「国は宣戦布告さえすればいつ戦争を始めていい。そこには国家というものは戦争する権利を持っているのだ」という考え方だったのです。「そうではない。戦争は違法なことだ」というふうに、戦争を違法化するという人類の知恵が初めて結晶化したのは、1928 年の不戦条約です。

しかし、1928 年に「満州某重大事件」があり、日本は満州侵略の意図を軍部はあからさまにしていたわけです。日本は不戦条約に参加しておきながら、1931 年には満州事変が起り、勝手に戦争を始めているわけです。

不戦条約が破られた結果として、大変悲惨な戦争が起きた。それが第二次世界大戦で、その反省のもとに国連憲章ができたわけです。国連憲章のもとでは、戦争は違法なことだということは、国際法上ははっきりしているわけです。またこれは武力の行使だけではなくて、武力による威嚇も禁止したのです。

この国連憲章で定められた武力の威嚇の禁止というのは、そのまま憲法 9 条に取り入れられているわけです。つまり人類が到達した武力の行使だけではなくて、武力による威嚇で、国際的な意見の違いを解決するということはしてはいけない、という考え方がそのまま 9 条に引き継がれている。つまり 1946 年の時点で、人類が到達した知見を表しているのが日本国憲法だということが言えます。

次号に続きます